|  |
| --- |
| 広島県障害者自立支援協議会「相談支援・研修部会」令和３年度報告令和４年３月 |

資料１－２

|  |
| --- |
| もくじ |
| はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 |
| 第1　市町の相談支援体制整備に向けた当部会の取組　・・・・・・・・・・・・・・・ | 2 |
| 第2　市町の相談支援体制整備に向けた県の取組　・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3 |
| 第3　地域生活支援システムの整備推進に向けた取組　・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 5 |
| 第４　相談支援従事者等の人材育成の方策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 8 |
|

|  |
| --- |
| 令和３年度広島県障害者自立支援協議会相談支援・研修部会　委員名簿・・・・・・・・　 12 |

 |

|  |
| --- |
| 令和３年度広島県相談支援従事者研修等ワーキンググループ　委員等名簿・・・・・・・・　 13 |

はじめに

本報告書は，広島県障害者自立支援協議会の専門部会である「相談支援・研修部会」（以下「部会」という。）における令和３年度の検討結果を報告書として取りまとめたものである。

第１　市町の相談支援体制整備に向けた部会の取組

１　付託事項

当部会への付託事項は，次の4項目である。

(1)　市町の相談支援体制（市町協議会）の状況把握

(2)　市町の相談支援体制（市町協議会）に対する支援方策の検討

(3)　県相談支援アドバイザーの活用及び配置に係る検討

(4)　相談支援従事者等の人材育成の方策検討

２　部会開催状況

|  |  |
| --- | --- |
| 開催日程 | 議題 |
| 令和４年３月17日 | 協議事項（１） 部会報告について（２） 令和４年度相談支援従事者等研修について（３） 地域生活支援拠点等について |

第２　市町の相談支援体制整備に向けた県の取組

県は国事業である都道府県相談支援体制整備事業を利用し，相談支援アドバイザーを派遣することで，地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的な支援を行い，相談支援体制の整備を推進している（広島県相談支援体制整備事業（アドバイザー派遣事業））。

平成28年度に厚生労働省において，「相談支援の質の向上に向けた検討会」における議論のとりまとめが行われ，「相談支援専門員の質の向上」と「相談支援体制について」示されたところであり，これらの内容を踏まえて，基幹相談支援センターや委託相談支援事業所の機能強化，相談支援専門員の質の向上等，相談支援体制と人材育成に取り組む必要がある。

１　アドバイザー派遣事業

◆令和３年度　県相談支援アドバイザー一覧

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名 | 所属 |
| 荒木　和美 | 社会福祉法人相扶会　相扶の郷居宅介護支援事業所，相扶の郷相談支援事業所 |
| 一丸　善樹 | 社会福祉法人太田川学園　基幹相談支援センターリガーレ |
| 岡﨑　慎治 | 社会福祉法人ひとは福祉会　生活支援センターもやい |
| 尾原　佑思 | 社会福祉法人爽裕会　地域生活支援センター松賀苑 |
| 佐藤　圭 | 社会福祉法人一れつ会　相談支援事業所ほっと |
| 西川　浩司 | （社会福祉法人尾道のぞみ会）尾道市健康推進課　こころサポート事業担当 |
| 原田　葉子 | 医療法人比治山病院　地域生活支援センターふれあい |
| 森木　聡人 | 社会福祉法人大乗福祉会　相談支援事業所フロントライン |

※敬称略，五十音順

２　令和３年度　アドバイザー派遣活動状況

２市町に対して，アドバイザーを３回派遣し，地域生活支援拠点等の整備や相談支援従事者等のスキルアップについて助言を行った。

◆令和３年度　アドバイザー派遣状況一覧

| 派遣日 | 派遣先 | 支援内容 | 派遣AD |
| --- | --- | --- | --- |
| 令和３年８月27日 | 広島市 | 相談支援従事者等のスキルアップに関すること | １人 |
| 10月27日 | 広島市 | 相談支援従事者等のスキルアップに関すること | 1人 |
| 令和４年３月18日 | 大崎上島町 | 地域のネットワーク構築（市町の協議会）に関すること | 1人 |

３　今後の支援方策について

(1) アドバイザー派遣方針について

アドバイザー連絡会議において検討された支援方針をより明確に地域に根付かせるため，能動的にアドバイザーを派遣する仕組みを作り，運用しているところであり，引き続き，派遣先の選定方法について検討，確立するとともに，地域協議会の一層の活性化を目指したアドバイザーの派遣を行っていく。

(2)　市町の相談支援体制に対する支援

　　基本相談支援を基盤とした重層的な相談支援体制が十分に発揮できるよう，各市町の協議会の取組み状況や相談支援体制の現状を把握するとともに，相談支援専門員の必要数について把握，目標化し，アドバイザー派遣等において市町に対する支援を行う必要がある。

(3)　基幹相談支援センターの機能強化

地域における相談支援を効果的・効率的に実施するため，基幹相談支援センターを中心とした地域の相談支援体制強化の取組や専門的な指導助言ができる人材を育成する等の機能強化をしていく必要がある。

(4)　地域相談支援に対する質の向上

　　　対象者を地域の相談支援体制に結びつけるため，制度周知とともに地域に移行した利用者の体験談を伝えるほか，医療機関及び施設職員に対する制度周知や関係者間の情報共有の場が必要と考える。

第３　地域生活支援システムの整備推進に向けた取組

今後，地域では当事者の高齢化・重度化，当事者の親の高齢化，親なき後の問題，独居率の上昇，当事者のキーパーソン不存在率の上昇等の深刻化が懸念される。これらの課題・問題に的確に対応し，また，市町の相談支援体制の強化も図るため，居住支援のための機能（相談，体験の機会・ 場，緊急時の受け入れ・対応，専門性，地域の体制づくり）を有する「地域生活支援システム（※）の整備」を推進する必要がある。

※　厚生労働省では，多様な地域連携のあり方を踏まえ「地域生活支援『拠点等の整備』」と呼称しているが，その趣旨が拠点の整備に留まらず，地域連携の極大化にあることから，本県ではその趣旨をより明確化するため，「地域生活支援『システムの整備』」とする。

１　今年度の取組

1. 各市町の地域生活支援拠点等の整備・運用状況の調査

各市町の地域生活支援拠点等の整備・運用状況について，令和３年７月と令和４年２月の２回調査を行った。整備済み市町については登録者数，実際に地域生活支援拠点等の活用があった事例の有無などの運用状況の確認を行い，未整備市町については，現状の整備計画の確認と整備に向けた課題，必要な支援等を確認した。

２　今後の支援方策について

(1)　地域生活支援システムの整備について

令和４年４月１日までに，17市町21か所の地域生活支援拠点等の整備が完了する予定である。今後，全市町において地域生活支援システムの整備が完了するよう，引き続き，相談支援アドバイザーの派遣等による支援を行う。また，整備済市町についても，本事業の趣旨である地域連携の強化に向け，地域生活支援拠点等の運用状況の把握や，国と連携して他県状況等の情報提供を行う。

(2)　地域生活支援システムの整備に向けた協議会活動の活性化の推進

地域が地域生活支援システムの整備を進めていくにあたり，「相談支援体制の整備」，「障害福祉サービスの提供体制の整備」，「インフォーマルな社会資源も含めた支援体制の整備」等の推進が必要である。当部会は引き続き県と協力して，地域生活支援システムの整備に重要な役割を担う市町協議会の活性化を推進する。

具体的には，前項の支援を効率的に実施するため，障害保健福祉圏域毎に県相談支援アドバイザーを配置，派遣し，各圏域における地域生活支援システムの整備に向けた議論や取組が活性化するよう，地域生活支援システム整備の進捗状況や地域特性等について，適切に助言を行うなどの支援を実施する。

(3)　情報，連携拠点としての基幹相談支援センターの設置推進及び状況改善について

地域が地域生活支援システムの整備を進めていくにあたり，「情報，連携拠点」の設置の必要性が重要視され，それを担う機関として，地域における相談支援の中核的な役割を担う機関とされている「基幹相談支援センター」が注目されているが，県内では令和４年３月現在７市16か所に設置されるにとどまっている。

また，既設の「基幹相談支援センター」は，市町が担う地域における基本相談に代わる一時受入窓口を担う機関として設置されている「委託相談支援事業所」及び計画相談を行う「特定相談支援事業所」の機能を併せ持っている場合が多い。このような場合，基本相談や計画相談に係る業務負担が重いため，基幹相談支援センターに求められる中核的な支援機能（委託相談支援事業所や特定相談支援事業所，市町協議会に対するスーパービジョン等）が充分に発揮できていないとの指摘がされている。

このため，引き続き，基幹相談支援センターの設置推進と状況改善のため，情報収集や好事例の紹介等を積極的に行っていくとともに，令和２年度より新設された主任相談支援専門員養成研修により地域の相談支援体制の中核を担う主任相談支援専門員を確保する。

◆地域生活支援拠点等整備状況一覧

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 広島市 | 中区 | 整備済(令和２年10月) | 庄原市 | 整備済（令和３年４月１日） |
| 東区 | 調整中 | 大竹市 | 調整中 |
| 南区 | 調整中 | 東広島市 | 整備済(平成31年４月) |
| 西区 | 整備済(平成30年3月) | 廿日市市 | 整備済(平成30年６月) |
| 安佐南区 | 調整中 | 安芸高田市 | 整備済(令和元年６月) |
| 安佐北区 | 整備済(令和３年７月) | 江田島市 | 整備済（令和３年４月１日） |
| 安芸区 | 整備済(令和元年10月) | 府中町 | 調整中 |
| 佐伯区 | 整備済(令和２年10月) | 海田町 | 調整中 |
| 呉市 | 整備済(令和元年５月) | 熊野町 | 調整中 |
| 竹原市 | 整備済(令和２年４月) | 坂町 | 調整中 |
| 三原市 | 整備予定（令和４年４月１日） | 安芸太田町 | 整備予定（令和４年４月１日） |
| 尾道市 | 整備済（令和３年４月１日） | 北広島町 | 整備済（令和３年６月１日） |
| 福山市 | 整備済（令和３年４月１日） | 大崎上島町 | 調整中 |
| 府中市 | 整備済（令和２年12月15日） | 世羅町 | 整備済（令和３年４月１日） |
| 三次市 | 整備済（令和３年3月１日） | 神石高原町 | 整備済（令和３年２月１日） |

◆基幹相談支援センター一覧

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 市町名 | 基幹相談支援センター | 委託法人 |
| 広島市 | 中区障害者基幹相談支援センター | 社会福祉法人　もみじ福祉会 |
| 東区障害者基幹相談支援センター | 社会福祉法人　交響 |
| 南区障害者基幹相談支援センター | 社会福祉法人　光清学園 |
| 西区障害者基幹相談支援センター | 医療法人社団　更生会 |
| 安佐南区障害者基幹相談支援センター | 社会福祉法人　三矢会 |
| 安佐北区障害者基幹相談支援センター | 社会福祉法人　三篠会 |
| 安芸区障害者基幹相談支援センター | 社会福祉法人　柏学園 |
| 佐伯区障害者基幹相談支援センター | 社会福祉法人　三篠会 |
| 尾道市 | 尾道市障害者サポートセンターはな・はな尾道センター | 社会福祉法人　尾道さつき会 |
| 社会福祉法人　尾道のぞみ会 |
| 尾道市障害者サポートセンターはな・はな因島・瀬戸田センター | 社会福祉法人　若葉 |
| 福山市 | 福山市基幹相談支援センター クローバー | 福山市社会福祉協議会 |
| 大竹市 | 大竹市役所福祉課障害福祉係 | 市直営 |
| 東広島市 | 東広島市子育て・障害総合支援センターはあとふる | 社会福祉法人つつじ社会福祉法人平成会社会福祉法人広島県リハビリテーション協会社会福祉法人しらとり会社会福祉法人東広島市社会福祉協議会 |
| 廿日市市 | 廿日市市障がい福祉相談センターきらりあ | 医療法人ハートフル |
| 社会福祉法人くさのみ福祉会 |
| 安芸高田市 | 安芸高田市障害者基幹相談支援センター | 社会福祉法人清風会 |
| 江田島市 | 江田島市障害者生活支援センター | 社会福祉法人江田島市社会福祉協議会 |

第４　相談支援従事者等の人材育成の方策

１　令和３年度の開催状況

**(1)　相談支援従事者研修**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　　類 | 会　　場 | 日　程 | 実績数（演習グループ数） |
| 初任者研修講義部分（2日間） | 講義部分 | オンライン | 6月30日（水）7月 1日（木） | 536（2日間350）(7日間186) |
| 初任者研修演習部分（5日間） | 演習1･2日目 | 会場① | オンライン | 7月7日（水）8日（木） | 1178 | 110(19G) |
| 会場② | オンライン | 7月13日（火）　　14日（水） | 68(12G) |
| 演習3日目 | 会場① | オンライン | 9月21日（火） |  |
| 会場② | オンライン | 9月22日（水） |
| 演習4・5日目 | 会場① | オンライン | 11月17日（水）　18日（木） |
| 会場② | オンライン | 11月25日（木）　　26日（金） |
| 現任研修（4日間） | 演習1･2日目 | 会場① | オンライン | 6月16日（水）17日（木） | 226 | 122(20G) |
| 会場② | オンライン | 6月22日（火）23日（水） |  104(17G） |
| 演習3日目 | 会場① | オンライン | 8月18日（水） |  |
| 会場② | オンライン | 8月19日（木） |
| 演習4日目 | 会場① | オンライン | 11月4日（木） |
| 会場② | オンライン | 11月5日（金） |
| 主任研修（5日間） | 1･2･3日目 | オンライン | 1月12日（水）　　13日（木）　　14日（金） | 58(10G) |
| 4･5日目 | オンライン | 1月25日（火）　　26日（水） |

**(2)　サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種　　類 | 会　　場 | 日　程 | 実績数(演習ｸﾞﾙｰﾌﾟ数) |
| 基礎研修（3日間） | 共通講義1日 | オンライン | 11月30日（火） | 536 |
| 演習1･2日目 | 会場A | オンライン | 12月8日（水）9日（木） | 533 | 191(28G) |
| 会場B | オンライン | 12月15日（水）　　16日（木） | 195(28G) |
| 会場C | オンライン | 12月22日（水）23日（木） | 147(21G) |
| 更新研修（2日間） | 会場① | オンライン | 10月　6日（水）7日（木） | 547 | 199(28G) |
| 会場② | オンライン | 10月13日（水）14日（木） | 191(28G) |
| 会場③ | オンライン | 10月19日（火）　　20日（水） | 157(24G) |
| 実践研修（2日間） | 会場① | オンライン | 2月　2日（水）3日（木） | 253 | 131(19G) |
| 会場② | オンライン | 2月　8日（火）　　9日（水） | 122(18G) |
| 専門別研修 |  | オンライン | 1月19日（水） |  35(6G) |

２　これまでの修了者数

（1）　相談支援従事者研修

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 初任者研修（1日間） | 初任者研修（5日間） | 初任者研修（７日間） | 現任研修 | 初任者研修（2日間）（※1） | 主任相談支援専門員研修 |
| 18年度 | 308 | 271 | ― | 27 | 135 | ― |
| 19年度 | 112 | 296 | ― | 21 | 107 | ― |
| 20年度 | 41 | 255 | ― | 22 | 40 | ― |
| 21年度 | 廃止 | 289 | ― | 24 | 57 | ― |
| 22年度 | ― | 208 | ― | 36 | 43 | ― |
| 23年度 | ― | 347 | ― | 114 | 85 | ― |
| 24年度 | ― | 352 | ― | 123 | 80 | ― |
| 25年度 | ― | 333 | ― | 136 | 135 | ― |
| 26年度 | ― | 382 | ― | 134 | 251 | ― |
| 27年度 | ― | 370 | ― | 179 | 289 | ― |
| 28年度 | ― | 302 | ― | 167 | 238 | ― |
| 29年度 | ― | 323 | ― | 204 | 207 | ― |
| 30年度 | ― | 314 | ― | 203 | 285 | ３（国実施） |
| R1年度 | ― | 264 | ― | 176 | 323 | ４（国実施） |
| R2年度 | ― | 廃止 | 241 | 中止 | 443 | 46 |
| R3年度 | ― | ― | 186 | 226 | 350 | 58 |
| 計 | 461 | 4,306 | 427 | 1,792 | 3068 | 111 |

※1　2日間研修修了者には，5日間研修修了者を含まない。

（2）　サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者研修

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年度 | 介護 | 地域生活（身体） | 地域生活(知・精) | 就労 | 児童発達支援管理責任者研修（※2） | 基礎研修 | 更新研修 | 実践研修 |
| 18年度 | 63 | 9 | 68 | 62 | 15 | ― | ― | ― |
| 19年度 | 156 | 12 | 108 | 111 | 14 | ― | ― | ― |
| 20年度 | 116 | 8 | 67 | 102 | 22 | ― | ― | ― |
| 21年度 | 136 | 7 | 71 | 95 | 26 | ― | ― | ― |
| 22年度 | 100 | 10 | 60 | 76 | 44 | ― | ― | ― |
| 23年度 | 144 | 13 | 102 | 138 | 79 | ― | ― | ― |
| 24年度 | 102 | 6 | 102 | 115 | 90 | ― | ― | ― |
| 25年度 | 134 | ― | 80 | 113 | 111 | ― | ― | ― |
| 26年度 | 104 | 6 | 84 | 135 | 148 | ― | ― | ― |
| 27年度 | 143 | ― | 93 | 173 | 206 | ― | ― | ― |
| 28年度 | 133 | 9 | 75 | 185 | 205 | ― | ― | ― |
| 29年度 | 140 | ― | 81 | 179 | 207 | ― | ― | ― |
| 30年度 | 137 | 5 | 81 | 168 | 208 | ― | ― | ― |
| R1年度 | 分野を統合し基礎研修に一本化 | 553 | 356 | ― |
| R2年度 | ― | 546 | 中止 | ― |
|  |  | 533 | 547 | 253 |
| 計 | 1,331 | 80 | 910 | 1,305 | 960 | 1632 | 903 | 253 |

※2　平成23年度以前はサービス管理責任者研修（児童分野）

３　各研修での課題と今後の取組みについて

　　各研修の実施状況から見えてきた課題と今後の取組みについては，次のとおりである。

(1)　 相談支援従事者等研修について

ア　本県では，平成18年度から令和３年度までに延べ5,194人の初任者研修修了者を養成しており，これに現任研修の受講状況を踏まえると，約2,200人が相談支援専門員の資格要件を満たす者として存在している。

イ　令和４年４月１日現在の本県の相談支援事業所において相談支援専門員として勤務している者は延約600人となっており，研修修了後に相談支援専門員として配置されている者は有資格者のうち約25％と推測される。

 　　このような現状から，確実に実働できる相談支援専門員を養成し，確保する必要があるため，令和３年４月に施行された報酬改定の内容を踏まえ，当部会において，相談支援体制整備について検討する必要があると考えられる。

ウ　令和元年９月10日付け厚労省告示により，相談支援従事者研修のカリキュラムが改定された。新カリキュラムに基づき，引き続き，質の高い研修を実施する。

エ　また，サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下「サービス管理責任者等」という。）を目指す者は，講義部分のみの受講で資格取得の一部要件を満たすが，広島県では，相談支援と一体に質の高いサービスを提供するため，サービス管理責任者等を目指す者においても演習部分を含む全課程の受講を推奨していた。しかし，相談支援従事者研修のカリキュラム改定の内容を踏まえ，令和２年度から相談支援専門員を目指す者のみを演習部分の受講対象とする変更を行った。また，今年度より実施の意思決定支援に関する専門別研修を引き続き，実施する予定である。

【参考】指定相談支援事業所及び相談支援専門員の数（H23～R2年度）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 年度 | 指定特定 | 指定障害児 | 指定一般 | 相談支援専門員 |
|  | H24 | 82所 | 59所 | 68所 | 235人 |
|  | H25 | 131所 | 91所 | 77所 | 267人 |
|  | H26 | 187所 | 118所 | 84所 | 379人 |
| H27 | 209所 | 139所 | 90所 | 415人 |
| H28 | 220所 | 138所 | 91所 | 472人 |
| H29 | 219所 | 138所 | 91所 | 463人 |
| H30 | 218所 | 141所 | 91所 | 516人 |
| R1 | 219所 | 150所 | 93所 | 488人 |
| R2 | 225所 | 154所 | 102所 | 561人 |
| R3 | 239所 | 165所 | 96所 | 605人 |

※厚生労働省調査「相談支援事業の実施状況等について」から抜粋

(2) 講師及び演習ファシリテーターの確保と戦略的な中核人材の育成

ア　受講者一人一人をきめ細かくフォローし，研修効果を高めるためには，演習ファシリテーターの人数を確保する必要がある。

イ　現在，各研修の演習ファシリテーターについては，地域の中核人材の育成や市町協議会の活性化を図る観点から，関係団体及び市町協議会の協力を得て，確保しているところである。

なお，演習ファシリテーターについては，グループワークにおいて，講師の補助として研修の目的やポイントを踏まえた円滑な進行を行うことによって，受講者の理解促進や技術習得を図る必要があることから，高い倫理観と計画相談等，相談支援に係る一連のプロセスを熟知している等，適正な指導力を有する人材を確保する必要がある。

ウ　法定研修での演習の実施にあたって，科目のねらいやグループワークの進め方のポイントなどを，演習講師及び演習ファシリテーター全員が共有することは，演習を円滑に進行し，受講者の理解を深めることに効果があるため，演習ファシリテーターに対する事前レクチャーの場として，各研修実施前の演習ファシリテーター研修は今後も継続して実施する。

（3）　その他

ア　障害のある方が望む暮らしやありたい姿を実現するために，特に倫理観の向上に向けた内容を研修に組み入れる必要がある。

イ　「基礎知識（関係法令，用語など）」については，障害福祉サービス関係者にとって必要不可欠なものであり，一定レベルに達した者を修了者とする必要があるため，基礎知識習得の徹底をはかる。

ウ　市町協議会については，質の向上や地域の社会資源開発・改善等の機能を有する場として活用できることから，市町に対し，障害福祉サービス事業等関係者が協議会に参画しやすい体制の構築や協議会の活動状況の周知等の取組に向けた支援を行う。

エ　１６大都道府県障害福祉主管課長会議において，国に対し「相談支援従事者等研修のうち，サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下，「サビ児管」という。）研修については、修了証及び修了者名簿を一本化するとともに、更新研修の受講に必要な実務年数について，サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者の双方の経験年数を通算できるように改正すること」や，「サビ児管更新研修と相談支援従事者現任研修について，受講に必要な実務年数の通算方法や，実務経験に満たないが現に業務についている場合の研修受講の可否など，相談支援専門員とサビ児管との取扱いに違いがあるため，平等性に配慮すること」等の要望を行った。引き続き，相談支援体制の質の向上のため，必要に応じて国への要望を行う。

令和３年度　広島県障害者自立支援協議会

相談支援・研修部会委員名簿

（令和４年3月現在）

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名 | 所属 |
| 西尾 雅敏【部会長】 | 広島県健康福祉局障害者支援課 |
| 一丸　善樹 | 障害者相談支援事業所リガーレ |
| 森木　聡人 | 社会福祉法人大乗福祉会　相談支援事業所フロントライン |
| 井上　幸子 | 広島県高次脳機能センター　 |
| 新本　祐子 | 地域活動支援センターふたば |
| 吉元　一峰 | 広島県発達障害者支援センター　 |
| 加藤　俊典 | 障害者支援施設　広賀園・松籟園 |
| 上田　光司 | 廿日市市福祉保健部障害福祉課 |
| 久城　恭子 | 安芸高田市福祉保健部社会福祉課 |
| 玉木 昌裕 | 広島県教育委員会学びの変革推進部特別支援教育課 |
| 加川　伸 | 広島県健康福祉局障害者支援課 |

令和３年度相談支援従事者研修等ワーキンググループ委員等名簿

|  |  |
| --- | --- |
| 氏　　名 | 所　　　　　属 |
| 尾原　佑思 | 社会福祉法人爽裕会 |
| 一丸　善樹 | 社会福祉法人三矢会 |
| 森木　聡人 | 社会福祉法人大乗福祉会 |
| 今田　聡 | 社会福祉法人桜虹会 |
| 中島　和久 | 社会福祉法人光清学園 |
| 村上　匡 | 特定非営利活動法人ティファーレ  |
| 若佐　純誉 | 社会福祉法人三篠会　 |
| 中原　繁浩 | 社会福祉法人みどりの町 |
| 髙杉　宏 | 一般社団法人LEAF |
| 表　憂子 | 社会福祉法人「ゼノ」少年牧場 |
| 大森　寛和 | 社会福祉法人つつじ |
| 城﨑　高治 | 社会福祉法人ひとは福祉会  |
| 小林　香絵 | 株式会社サンクス |
| 両徳　千惠里 | 社会福祉法人三矢会 |
| 豊久　鉄大 | 社会福祉法人尾道さつき会 |
| 中島　武 | 社会福祉法人六方学園  |
| 清水　理絵 | 社会福祉法人「ゼノ」少年牧場 |
| 太刀掛　司 | 社会福祉法人広島県リハビリテーション協会 |
| 笹原　義昭 | NPO法人ウイングかべ |
| 実施機関 | 社会福祉法人尾道さつき会 |